

第2章

ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみの排出・処理に関する現状と課題

ごみ排出・処理及び3R（スリーアール）¹⁰に関する取り組み等の現状と、現状に対する課題を示します。

1 ごみの排出

(1) ごみ集積場所

ごみ集積場所は、市内に約2,400か所あり、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集を行っています。また、平成15年度（2003年度）から、身近なところで資源化を進めるため、ペットボトル・プラスチック製容器包装・缶類も収集しています。



地域の集積場所

スプレー缶の出し方については、家庭での事故防止のため、平成27年（2015年）10月から、家庭では穴あけをせずに他の飲料缶とは別の資源用袋に入れて、スプレー缶と書かれた紙を貼ってごみ集積場所に出していただくことに変更しています。

【課題】（適正排出）

- ごみを出す日時や分別のルールが守られていないごみ集積場所があります。
- スプレー缶は缶の日に出すこと、他の飲料缶とは別の資源用袋に入れること及びスプレー缶と書かれた紙を貼ることが徹底されていません。
- プラスチック製容器包装と硬質プラスチックが違う分別区分であることが、浸透しておらず、混在が多くみられます。
- プラスチック資源循環促進法等のプラスチックに関連する国の施策等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する必要があります。
- 水きりできていない生ごみから腐敗臭の発生が見受けられます。

10 3R(スリーアール):リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(資源化)の3つの単語の頭文字をとった言葉

(2) 清掃センターへのごみの持ち込み

清掃センターでは、直接持ち込まれる家庭系ごみ及び事業系ごみ¹¹を受け入れています。

【課題】(適正排出)

- 家庭系・事業系ともに、搬入できない及び分別されていないごみが多く、ルールの徹底がされていません。

(3) 有料粗大ごみ収集

2 tトラック(収集車両)が進入できる場所まで出されたごみを戸別収集します。引っ越しなどで出る大量ごみや清掃センターへ持ち込みができない場合などに利用できます。

(4) 資源分別収集

資源分別収集常設場(以下「常設場」という。)は、清掃センター敷地内に1か所あり、年末年始を除く毎日、市民からの資源の持ち込みを受け付けています。資源分別収集拠点場(以下「拠点場」という。)は、市内の公園や公民館等に



資源分別収集常設場

月1回開設する資源回収の場で、市内に13か所あります。第1・2・3・4木曜日の午前中に各日3又は4か所開設しています。

常設場及び拠点場では、ペットボトル、プラスチック製容器包装、缶類、紙類、布類、びん、ペットボトルキャップ、食品用トレイ(発泡スチロール含む)、天ぷら廃油を収集しています。常設場では、使用済みインクカートリッジ、小



店頭でのペットボトル回収

11 事業系ごみ:本計画では、産業廃棄物を除く事業系一般廃棄物のことをいう

型家電、硬質プラスチック、羽毛ふとんも収集しています。

また、血圧計等の水銀使用廃製品を平成30年（2018年）4月から回収しています。

市内スーパーマーケット等ではペットボトル・ペットボトルキャップの店頭回収を行っています。

【課題】（資源化）

- 常設場及び拠点場について、より多くの方々の利用促進を図る必要があります。

（5）資源集団回収

資源集団回収は、町内会・自治会及び子ども会などが実施しており、紙類、布類、缶類、びん類を回収しています。

資源集団回収による資源回収量は、市全体の資源回収量の約5割を占めており、資源化推進のための重要な取り組みの一つといえます。

【課題】（資源化）

- 市民にとって利便性の高い資源集団回収については、町内会・自治会や子ども会未加入者への啓発と利用促進を図る必要があります。

（6）その他

市内にある民間の資源回収ステーションも多くの市民に利用されています。



2 ごみ処理体制

(1) 収集運搬

ごみの分別区分、排出・収集方法及び運搬先について、表2-1-1及び表2-1-2に示します。

表2-1-1 ごみ・資源の分別区分及び排出方法

	分別の種類	品目等	排出方法
家庭系 ごみ	・可燃ごみ	枯れ葉・草、生ごみ、紙おむつ、資源化できない紙類、資源化できない布、皮革類、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類など	可燃用指定袋に入れて、指定日時に ごみ集積場所へ出す 有料粗大ごみ制度（戸別収集）の利用 清掃センターへ直接搬入 10kg当たり110円(税込)
	・不燃ごみ	陶器、ガラス製品、小型家電製品、蛍光灯など	不燃用指定袋に入れて、指定日時に ごみ集積場所へ出す 有料粗大ごみ制度（戸別収集）の利用 清掃センターへ直接搬入 10kg当たり110円(税込)
	・粗大ごみ(可燃)	指定袋に入らないもので木製机、ふとん、木製たんす、木製家具など	粗大ごみ用シールを貼って、指定日時にごみ集積場所へ出す 有料粗大ごみ制度（戸別収集）の利用
	・粗大ごみ(不燃)	指定袋に入らないもので自転車、扇風機、ストーブなど（家電リサイクル対象品目を除く）	清掃センターへ直接搬入 10kg当たり110円(税込)
事業系 ごみ	・一般廃棄物	事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ	収集運搬許可業者に依頼 各事業所へ戸別収集 清掃センターへ直接搬入 10kg当たり165円(税込)
資 源	・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・缶類	←	資源用指定袋に入れて、指定日時に ごみ集積場所へ出す
	・紙類 ・布類 ・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・缶類 ・びん類 ・食品用トレイ等 ・ペットボトルキャップ ・天ぷら廃油	紙類(新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙バック)、布類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、缶類(アルミ缶・スチール缶)、びん類(無色・茶色・その他色・一升びん・ビールびん)、食品用トレイ・発泡スチロール(白色・色付き)、ペットボトルキャップ、天ぷら廃油	分別区分ごとに分けて、 常設場（清掃センター敷地内） 及び拠点場（市内13箇所） へ持込 ※紙類・布類はひも等で束ねる
	・ペットボトル ・ペットボトルキャップ	←	分別区分ごとに分けて スーパー等の店頭へ持込
	・中身が残っている スプレー缶	←	常設場、拠点場、清掃センター 事務所前に設置してある 専用回収ボックスへ投入
	・使用済み インクカートリッジ	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の参加企業5社の使用済みインクカートリッジ	常設場、拠点場、公共施設4箇所に 設置してある専用回収ボックスへ投入
	・硬質プラスチック	硬いプラスチックでできている製品 (柔らかいプラスチック製品や塩化ビニール製品、ポリカーボネート製品等は除く)	常設場、清掃センター事務所前 に設置してある専用回収ボックスへ投入
	・小型家電	パソコン、アイロン、ラジカセ、プリンター（インクは抜く）、ドライヤー、電話機、炊飯器、扇風機、掃除機、照明器具（電球ははずす）、リモコンなどの家庭用電化製品、電池式・電源式のおもちゃ（電池は抜く） *1	常設場、清掃センター事務所前 に設置してある専用回収ボックスへ投入 又は 投入口（28cm×13cm）に入るものに限 り、市役所・しあわせ村・文化センターに設 置してある専用回収ボックスへ投入
	・乾電池	←	市内約110箇所に設置してある 専用回収箱へ投入
	・紙類 ・布類 ・びん類 ・缶類	←	分別区分ごとに分けて、資源集団回収 団体が指定した回収場所へ持込
	・小型充電式電池	リチウム電池、ニカド電池、ニッケル電池、モバイルバッテリー	常設場、清掃センター事務所前、回収協力店に 設置してある専用回収ボックスへ投入
	・羽毛ふとん ・水銀使用廃製品	ダウン率50%以上の羽毛ふとん 血圧計、体温計、温度計、蛍光灯	常設場で係員へ手渡し 常設場、文化センター、しあわせ村*2

*1 パソコン、デジカメ、携帯電話など一部品目は、清掃センター事務所へ直接持ち込み（個人情報データは、消去のこと）

*2 蛍光灯は常設場でのみ回収

表2-1-2 ごみ・資源の収集方法及び運搬先

分別の種類		収集主体	収集回数	収集(回収)場所	運搬先
家庭系 ごみ	・可燃ごみ ・粗大ごみ(可燃)	市(委託) 市(直営)	週2回 随時	集積場所 戸別 清掃センター	清掃センター焼却施設
	・不燃ごみ ・粗大ごみ(不燃)	市(委託) 市(直営)	月1回 随時	集積場所 戸別 清掃センター	清掃センター破碎施設
事業系 ごみ	・一般廃棄物	許可業者	随時	戸別 清掃センター	清掃センター焼却施設又は破碎施設
資源	・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・缶類	市(委託)	月 1~5回	集積場所	○ペットボトル→(委託)リサイクルセンター→再商品化業者 ○プラスチック製容器包装→(委託)民間処理施設 ○缶類→清掃センター破碎施設→引取業者
	・ペットボトル ・プラスチック製容器包装 ・缶類	/	毎日 (年末年始除く)	常設場	○ペットボトル→(委託)リサイクルセンター→再商品化業者 ○プラスチック製容器包装→(委託)民間処理施設 ○缶類→清掃センターストックヤード→引取業者
	・びん類 ・食品用トレイ等 ・ペットボトルキャップ ・天ぷら廃油	市(委託)	月1回 (1か所につき)	拠点場	○びん類→(委託)リサイクルセンター→再商品化業者 ○食品用トレイ等→(委託)民間処理施設 ○ペットボトルキャップ→(委託)民間処理施設 ○天ぷら廃油→拠点場分は常設場に集約→引取業者
	・ペットボトル	市(委託)	随時	店頭	(委託)リサイクルセンター→再商品化業者
	・ペットボトルキャップ	市(委託)	随時	店頭、公共施設	(委託)民間処理施設
	・紙類 ・布類	引取業者	/	常設場 拠点場	○紙類→引取業者 ○布類→引取業者
	・中身が残っている スプレー缶	/	随時	常設場 拠点場 清掃センター事務所	清掃センター破碎施設→引取業者
	・使用済み インクカートリッジ	市(直営)	随時	常設場 市役所 しあわせ村 文化センター 清掃センター事務所	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の処理ルート
	・硬質プラスチック	/	随時	常設場 清掃センター事務所	引取業者
	・小型家電	/	随時	常設場 清掃センター事務所 (小型*aのものは 次の場所でも回収) 市役所 しあわせ村 文化センター	引取業者
	・乾電池	市(直営)	随時	公共施設等	(直営)清掃センターストックヤード→指定業者
	・紙類 ・布類 ・びん類 ・缶類(アルミ・スチール)	集団回収 事業者	/	集団回収実施団体 指定場所	○紙類・布類・アルミ缶→集団回収事業者 ○びん類→(委託)リサイクルセンター→再商品化業者 ○スチール缶→清掃センターストックヤード→引取業者
	・小型充電式電池	市(直営)	随時	常設場 センター事務 所前 回収協力店	一般社団法人 JBRCの処理ルート
	・羽毛ふとん	/	随時	常設場	引取業者
	・水銀使用廃製品	/	随時	常設場 文化センター しあわせ村*b	公益社団法人 全国都市清掃会議の処理ルート

*a デジカメ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、携帯電話、電子辞書、ICレコーダー、USBメモリやハードディスク等で
投入口(28cm×13cm)に入るものに限る

*b 蛍光管は常設場のみで回収

※収集運搬や搬入を禁止するものについては各年度の実施計画で定めることとします。

(2) 中間処理

清掃センターで行っている中間処理は、焼却処理、破碎処理です。また、リサイクルセンター¹²では、ペットボトルの選別圧縮梱包処理、びん類の選別処理及び一時保管を行っています。

各施設の概要は、表2-1-3から表2-1-5に示します。

なお、現存の灰溶融施設は、平成30年度（2018年度）に稼働を休止しており、焼却・破碎処理施設は、令和5年度（2023年度）に稼働を停止し、令和6年度（2024年度）から西知多医療厚生組合の西知多クリーンセンターに移行する予定です。

【課題】（適正処分）

- 西知多クリーンセンターへの統合まで、現有施設で安定的に適正処理する必要があります。
- 現有施設の統合後のあり方について検討する必要があります。
- 西知多クリーンセンターへの統合に向けて、分別区分、収集体制、施設の運営体制等について、知多市及び西知多医療厚生組合と調整する必要があります。

表2-1-3 ごみ処理施設の概要

名 称	清掃センター	
所 在 地	東海市荒尾町奥山10番地の48	
焼却施設	炉 形 式	全連続燃焼式焼却炉
	処理能力	160t/日(80t/日×2炉)
灰溶融施設 (休止中)	形 式	コークスベッド式
	処理能力	30t/日(15t/日×2炉)
破碎施設	形 式	横型回転式破碎機
	処理能力	33t/日(5h)
	形 式	せん断式破碎機
	処理能力	5t/日(5h)
	主要設備	磁力選別機 アルミ選別機
竣工年月日	平成7年11月30日	

表2-1-4 資源化施設の概要

名 称	リサイクルセンター
所 在 地	東海市荒尾町奥山10番地の48
主要設備	ペットボトル減容機 1台 びん選別ライン びんカレットヤード
竣工年月日	平成14年2月12日

12 リサイクルセンター:平成13年度に清掃センター敷地内に竣工した中間処理施設で、ペットボトルの選別・圧縮・梱包と、びんの選別を行い、一時的に保管しておく市直営施設

表 2-1-5 新しいごみ処理施設の概要

名 称	西知多クリーンセンター	
所 在 地	知多市北浜町11番地の4及び11番地の18	
焼却施設	炉 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処 理 能 力	185t/日(92.5t/日×2炉)
	発 電 能 力	5,200kw(蒸気タービン発電機)
破碎施設	主要設備	低速回転式破碎機
		高速回転式破碎機
		磁力選別機
		アルミ選別機
	処 理 能 力	21t/日(5h)
供用開始	令和6年度(予定)	



西知多クリーンセンター完成予想図

(3) 最終処分

市内に2つの最終処分場を保有し維持管理を継続しています。一般廃棄物大狭間最終処分場は埋立完了（現在は浸出水処理施設のみ稼働中）しており、一般廃棄物東犬久利最終処分場は、災害時に残余容量を確保しておくため、平成25年度（2013年度）以降埋め立てを見合わせ、現在は、中間処理施設から出る焼却飛灰¹³及び焼却灰¹⁴の一部を、公益財団法人愛知臨海環境整備センター（通称「アセック」）へ埋め立てを委託し、残りの焼却灰は、資源化業者へ引き渡し、安定的に処分することで、最終処分場の延命を図っています。

【課題】（適正処分）

- 最終処分場の延命を図りつつ、西知多クリーンセンターの移行後における最終処分のあり方について知多市及び西知多医療厚生組合と検討する必要があります。

13 焼却飛灰:ごみを燃やしたときに排ガス出口で集めた灰

14 焼却灰:ごみを燃やしたあとの灰分と燃え残りの未燃分からなる灰

現在のごみ処理体系（フロー）を図2-1-1に示します。

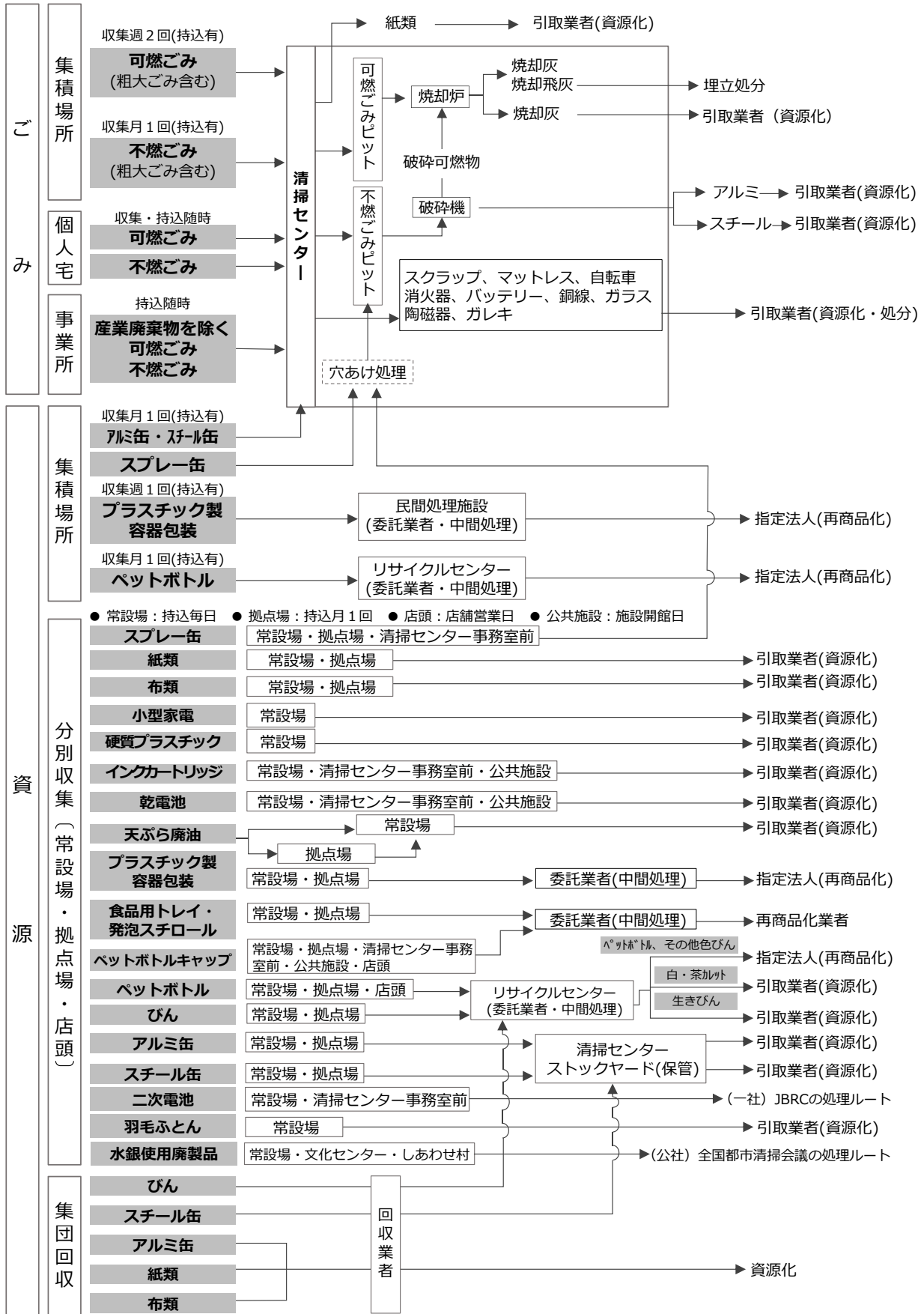


図2-1-1 ごみ処理体系（フロー）

3 ごみ処理実績

(1) 排出量

多くの方々の努力により、一人1日当たりのごみの排出量（資源を含む家庭系及び事業系のごみ）及び一人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源を除く）は、順調に減少を続けていましたが、令和2年度（2020年度）、国が示していた減量目標（32ページ参照）を達成することができなかったことから、さらなるごみ減量が必要です。また、ごみ処理基本構想（31ページ参照）のごみ減量目標は、令和2年度（2020年度）達成されましたが、今後も継続したごみ減量が必要です。

事業系ごみは、平成23年度（2011年度）から令和元年度（2019年度）までは増減を繰り返していましたが、令和2年度（2020年度）大きく減少しました。引き続き一層のごみ減量が必要です。

資源分別において、布類、プラスチック製容器包装、小型家電及び硬質プラスチックの回収量が増えていることが、家庭系の可燃ごみ及び不燃ごみの減少につながっていると考えられます。

しかし、まだ使えるものや資源化ができるものが清掃センターに搬入されているのが現状です。

紙類の回収量が大幅に減少し、アルミ及びペットボトルの回収量が減少傾向にあるのは、容器そのものが軽くなっていることや新聞購読者数の減少などが影響していると考えられます。

清掃センターへ直接搬入をした際の持込みごみ検査において、家庭系・事業系ともに適正に分別されていない状況が見受けられます。

一人1日当たりのごみの排出量の推移（資源を含む）を図2-1-2に、一人1日当たりの家庭系ごみの排出量の推移（資源を除く）を図2-1-3に、資源回収量の推移を表2-1-6に、事業系ごみの排出量の推移（年間の総量）を図2-1-4に示します。

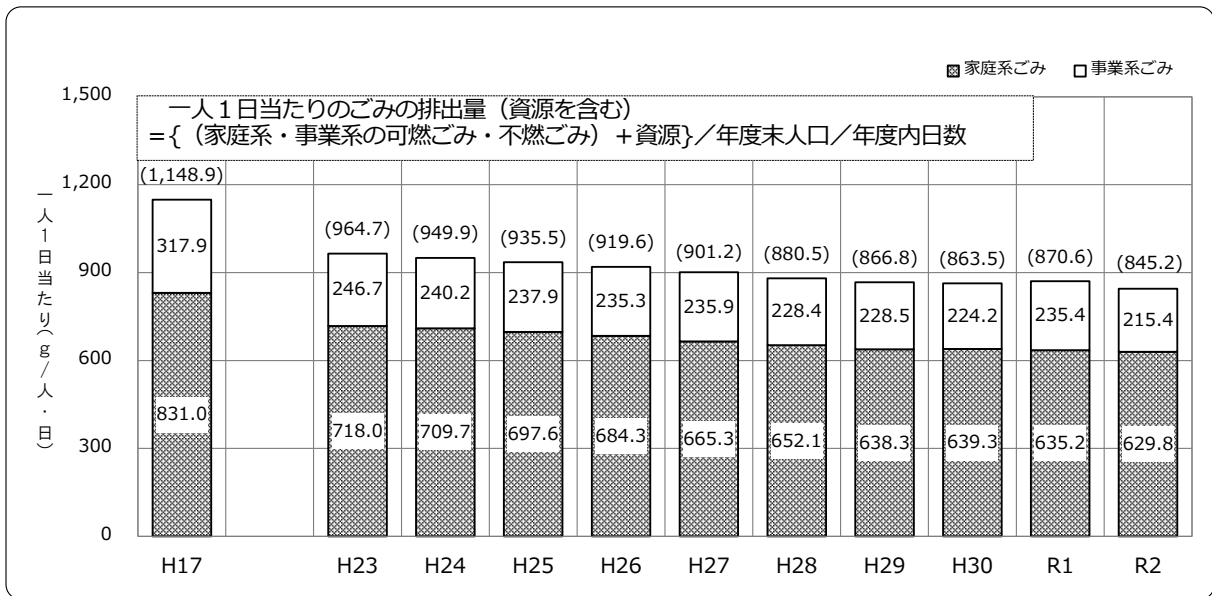


図2-1-2 一人1日当たりのごみの排出量の推移（資源を含む）

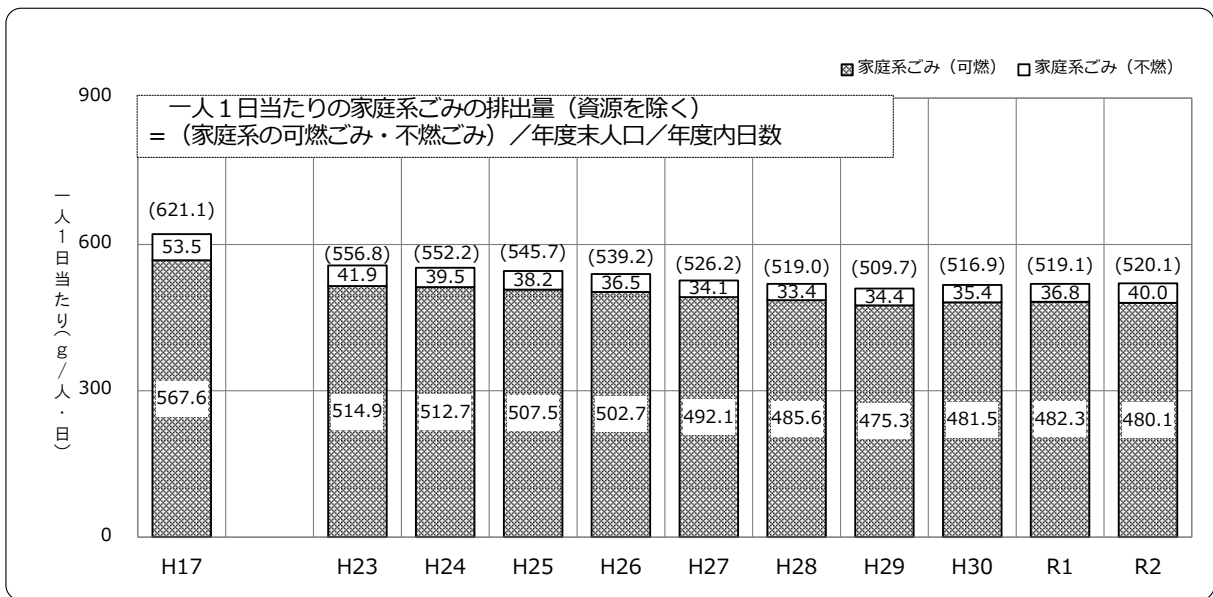


図2-1-3 一人1日当たりの家庭系ごみの排出量の推移（資源を除く）

表 2 - 1 - 6 資源回収量の推移

(単位: t)

	H17	H27	H28		H29		H30		R1		R2		
	回収量	回収量	回収量	対前年比	回収量	対前年比	回収量	対前年比	回収量	対前年比	回収量	対前年比	対H17比
紙類	6,230.3	3,625.3	3,375.0	↘	3,138.4	↘	2,928.2	↘	2,735.7	↘	2,316.1	↘	↘
布類	168.9	184.2	165.8	↘	180.3	↗	186.7	↗	196.9	↗	200.0	↗	↗
スチール	141.2	108.8	104.8	↘	98.6	↘	101.1	↗	98.8	↘	85.0	↘	↘
アルミ	129.4	112.3	109.1	↘	116.0	↗	106.8	↘	109.2	↗	131.9	↗	↗
プラスチック製容器包装	702.6	913.6	972.9	↗	995.8	↗	1,009.0	↗	1,023.2	↗	1,097.7	↗	↗
ペットボトル	250.4	333.2	334.6	↗	358.7	↗	341.0	↘	324.7	↘	341.9	↗	↗
びん	404.8	374.6	360.0	↘	350.0	↘	322.8	↘	235.5	↘	243.5	↗	↘
天ぷら廃油	2.2	7.8	8.6	↗	8.9	↗	8.6	↘	7.4	↘	8.7	↗	↗
インクカートリッジ	-	0.260	0.275	↗	0.276	↗	0.266	↘	0.323	↗	0.318	↘	-
小型家電	-	88.7	84.6	↘	89.1	↗	90.5	↗	106.3	↗	118.7	↗	-
硬質プラスチック	-	39.2	29.9	↘	38.5	↗	35.7	↘	41.9	↗	46.7	↗	-
羽毛ふとん	-	-	-	-	-	-	-	-	0.098	-	0.164	↗	-

数値根拠は清掃事業概要「リサイクル事業における資源回収量の計」

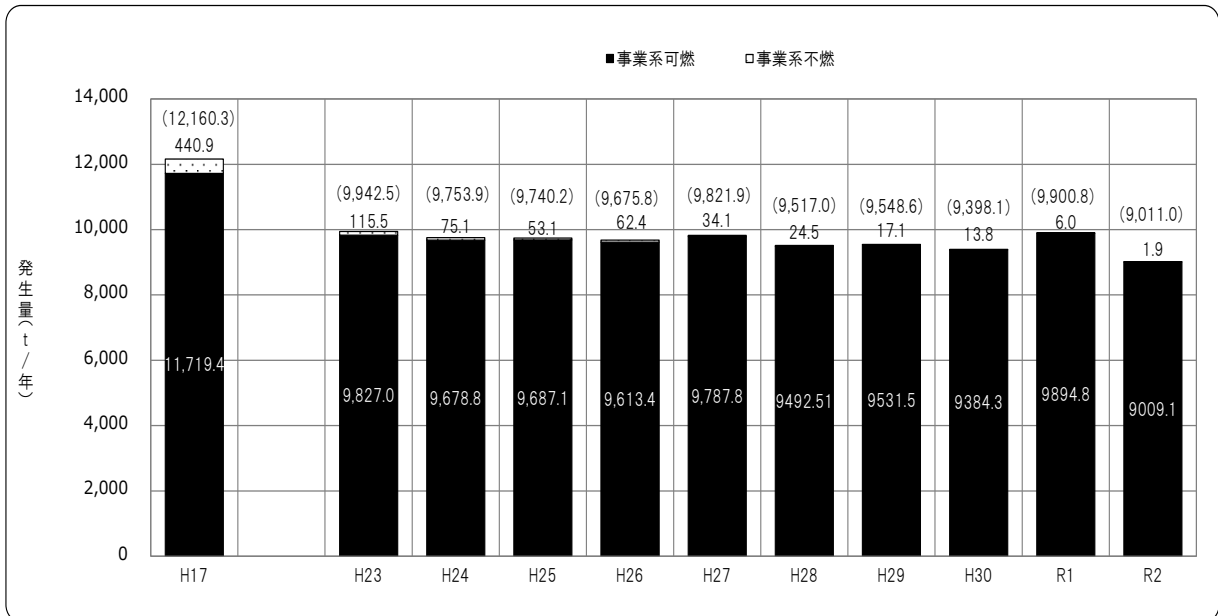


図 2 - 1 - 4 事業系ごみの排出量の推移 (年間の総量)

(2) 性状

ごみの性状として、ごみピット¹⁵内から採取したごみ質の分析結果の推移を図2-1-5に示します。紙・布類の占める割合が多く、次いでプラスチック・ゴム類、草木類となっています。

紙・布類及びプラスチック・ゴム類については、紙・布及びプラスチック製容器包装の分別が進んでいると考えられます。平成25年度（2013年度）の紙・布類及びプラスチック・ゴム類の占める割合は78.9%と最も多かったものの、以降、減少を続け平成30年度（2018年度）には59.0%となり、令和2年度（2020年度）は60.8%となっています。引き続き資源化による減量をする必要があります。

草木類については、平成23年度（2011年度）で9.6%まで減りましたが、平成27年度（2015年度）からは10%から20%台で推移し、令和2年度（2020年度）には16.5%となっています。

家庭や飲食店から持ち込まれる食品残さ¹⁶等の厨芥類¹⁷の割合については、平成24年度（2012年度）は1.7%でしたが、令和2年度（2020年度）には15.6%となり、まだ食べられるものが廃棄されている状況です。

また、厨芥類には多くの水分が含まれており¹⁸、水きりによる減量をする必要もあります。

平成28年（2016年）1月に改訂された廃棄物処理法に基づく基本方針には、国民及び事業者の役割として、食品ロス削減に資する購買行動に努めることが示されたので、食品残さ及び厨芥類を減らす必要があります。

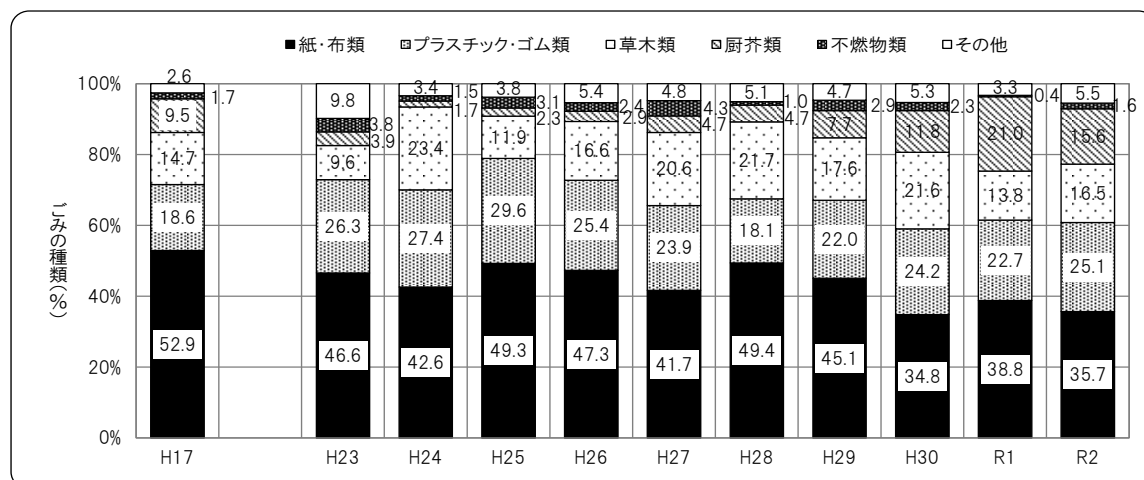


図2-1-5 ごみ質の分析結果の推移

15 ごみピット:搬入ごみを一旦貯留し、搬入ごみ量の変動、焼却量の変動に対応するための設備

16 残さ:残留物

17 厨芥類:厨房・台所から出る野菜のくずや食べ物の残りなどの生ごみ

18 出典:生ごみ資源化の調査(環境省)

【課題】（ごみ減量）

- 家庭や飲食店での食べ残しを減らす必要があります。
- 賞味期限¹⁹と消費期限²⁰の違いや計画的な買い物について、啓発する必要があります。
- 生ごみの水きりを行う必要があります。
- 事業系ごみの減量が順調でないため、対策が必要です。
- 市の率先行動として、公共施設から出るごみの発生抑制が必要です。

【課題】（資源化）

- 家庭系・事業系ともに、適正な分別を徹底し、特に紙、プラスチック製容器包装及び食品残さの更なる資源化の必要があります。
- プラスチック資源循環促進法等のプラスチックに関連する国の施策等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する必要があります。
（再掲）
- 剪定枝や刈草の資源化を推進する必要があります。
- 市の率先行動として、公共施設から出るごみの資源化の取り組みを進めていく必要があります。

【課題】（適正排出）

- 家庭系・事業系ともに、適正な分別を徹底する必要があります。

19 賞味期限:開封していない状態で、なおかつ表示されている方法により保存した場合において、おいしく食べられる期限。期限を過ぎても、すぐ食べられないということではない

20 消費期限:開封していない状態で、なおかつ表示されている方法により保存した場合において、食べても安全な期限

(3) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を図2-1-6及び表2-1-7に示します。

令和2年度（2020年度）のごみ処理経費は年間約16億円で、ごみを1kg処理するのに約47円かかっています。平成27年度（2015年度）に増加した主な要因は、ごみ処理施設の修繕工事に費用を要したためです。

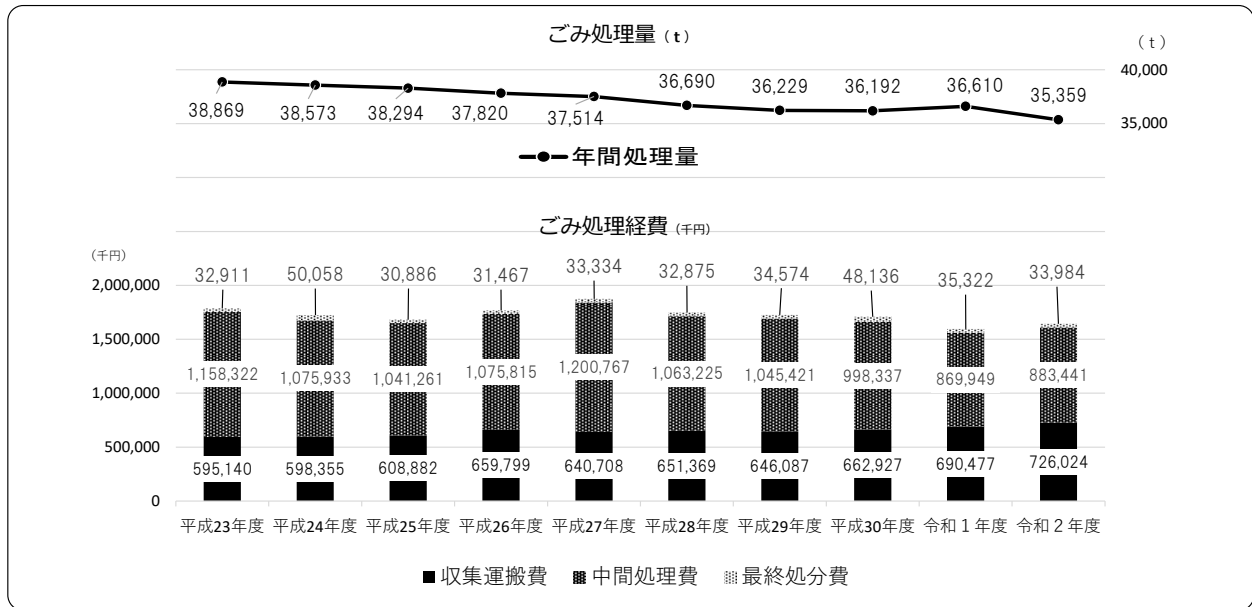


図2-1-6 ごみ処理経費の推移

表2-1-7 ごみ処理経費の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年間処理量(t)	38,869	38,573	38,294	37,820	37,514	36,690	36,229	36,192	36,610	35,359
処理及び 維持管理費 (千円)	収集運搬費	595,140	598,355	608,882	659,799	640,708	651,369	646,087	662,927	690,477
	中間処理費	1,158,322	1,075,933	1,041,261	1,075,815	1,200,767	1,063,225	1,045,421	998,337	869,949
	最終処分費	32,911	50,058	30,886	31,467	33,334	32,875	34,574	48,136	35,322
	合計	1,786,373	1,724,346	1,681,029	1,767,081	1,874,809	1,747,469	1,726,082	1,709,400	1,595,748
処理単価 (円/kg)	46.0	44.7	43.9	46.7	50.0	47.6	47.6	47.2	43.6	46.5

4 3R（発生抑制、再使用、再資源化）の実績

(1) 3Rに関する教育・啓発・協働の取り組み

毎年実施する市総合計画に関するアンケート調査（以下「市総合計画調査」という。）結果を図2-1-7に示します。これによると「ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合」で約9割の市民が心がけていると回答し、平成24年度（2012年度）からほぼ横ばいで推移しています。年齢別では、20歳代を中心とした若い年代層の割合が低くなっています。

また、令和2年度（2020年度）に実施したごみ減量・リサイクルについてのアンケート調査結果を図2-1-8に示します。「取り組みを続ける、今後、取り組みたいとする人の割合」で取組13項目中「多く買い過ぎないようにしている」はじめ8項目で8割以上の方が「取り組んでおり、そのまま続ける」、「取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」と回答しています。

ごみ処理基本構想では、今後さらなるごみ減量と資源化の推進に向けて、市民（地域・家庭）・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むだけでなく、相互に積極的に働きかけ、社会全体で取り組んでいくことが重要としています。

【課題】（教育・啓発・協働）

- 20歳代を中心とした若い年代層を中心とした教育・啓発を推進する必要があります。
- 市民の生活や事業者の業務の中で取り組みやすく、継続しやすいものを普及・啓発し、3R活動を推進する必要があります。
- 市民（地域・家庭）・事業者・行政が、それぞれの立場における役割を認識し、相互に働きかけ、3R活動が行えるように促す必要があります。

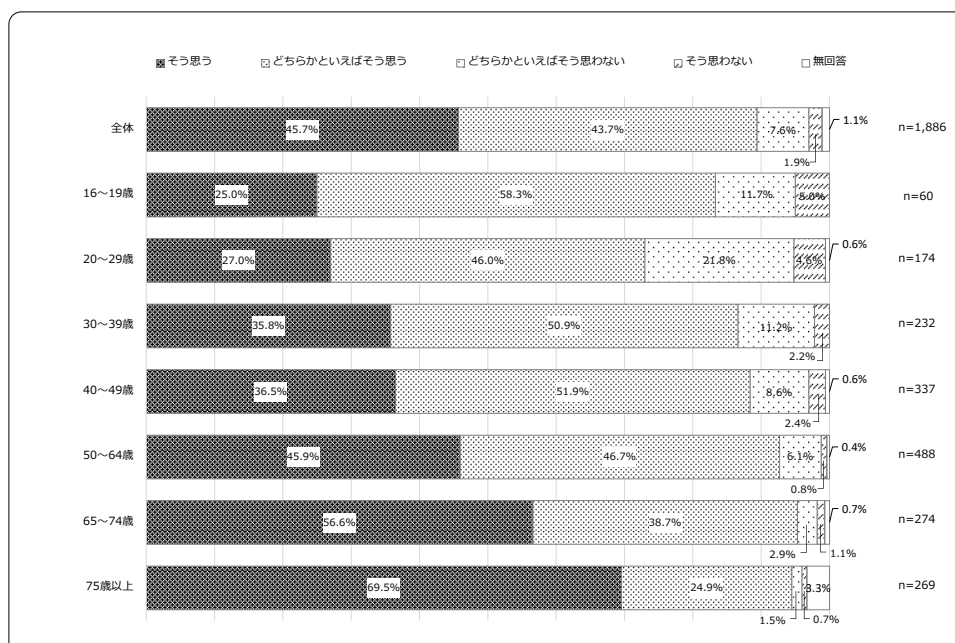


図2-1-7 ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合（令和2年度実施）

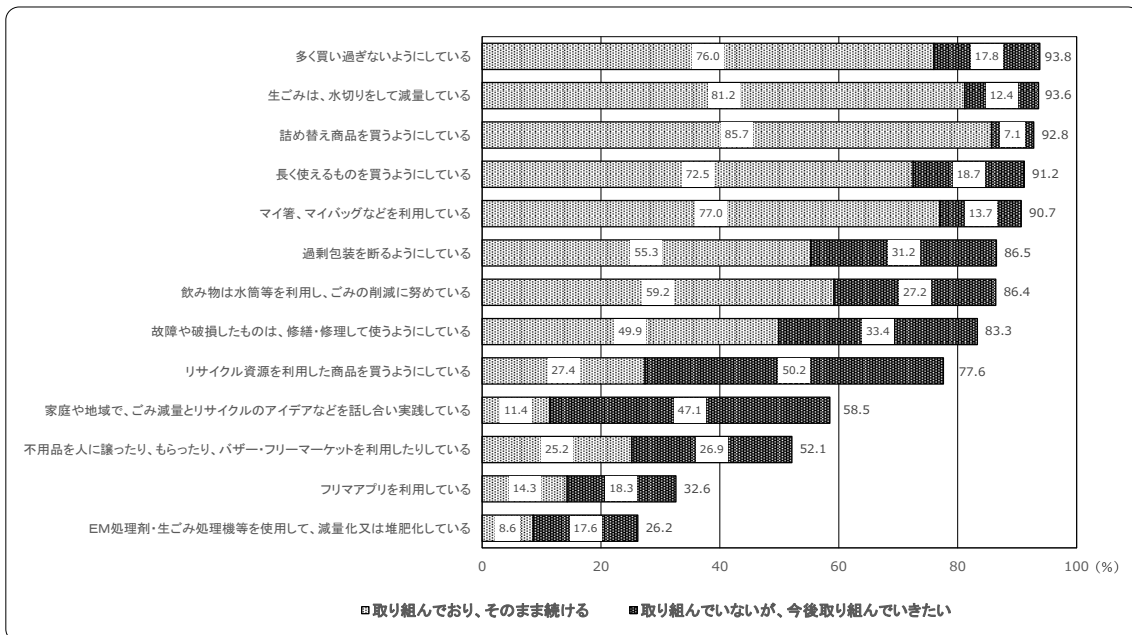


図 2-1-8 取り組みを続ける、今後、取り組みたいとする人の割合 (令和 2 年度実施)

ア 教育・協働

(ア) ごみと資源の出し方や廃材を使った工作でリユースを学ぶ講座を市民団体と協働で実施しています。



エコって工作

(イ) 小学生の施設見学の受け入れを毎年実施し、ごみ処理・資源化について学習する場の提供をしています。

イ 啓発

(ア) 東海市ごみ減量ホームページ「とうかい 3 R」や広報紙「広報とうかい」を活用し、3 Rに関する情報提供を行っています。「とうかい 3 R」は、市民団体と協働で運営しています。



「東海なび」ホーム画面

(イ) 冊子「ごみと資源の出し方」及び「ごみと資源の収集カレンダー」を発行し、ごみ・資源の分別方法等を案内しています。

(ウ) 町内会・自治会及び子ども会の未加入者や 20 歳代を中心とした若い年代層への情報提供を強化するため、平成 28 年 (2016 年) 10 月からスマートフォン用生活情報アプリ「東海なび」(以下「東海なび」という。)を導入し、ごみと資源の収集日や出し方等の情報提供を進めています。

(2) ごみ減量の取り組み

ア ごみ指定袋制度

(ア) 制度の概要

ごみ減量の推進、ごみ処理施設・最終処分場の延命を図ることを目的に、各家庭に可燃用袋、不燃用袋、粗大ごみ用シール、資源用袋を一定枚数無料配布し、無料配布枚数を超えるごみ排出については、可燃用袋、不燃用袋、粗大ごみ用シールの購入という方法で有料化しています。これは、各家庭でごみ減量に努め、できるだけ無料配布枚数の範囲内に納めてもらえるよう、ご協力をお願いしているものです。

(イ) 配布方法等

a 配布方法

毎年10月下旬の2日間、向こう1年間分のごみ指定袋等を市内25会場において一斉配布しています。一斉配布で受け取ることができなかった方々のために、その後10日間程度は、市内4か所で配布、その期間経過後は、市役所及び清掃センターで配布しています。

転入者については、転入の手続きの際に市役所で配布しています。

b 種類と配布枚数

ごみ指定袋等の種類と配布枚数を、表2-1-8に示します。

表2-1-8 ごみ指定袋等の種類と配布枚数

世帯人数	可燃用袋 (燃やすごみ専用の袋)		不燃用袋 (燃やさないごみ専用の袋)		資源用袋 (缶、プラスチック製容器包装、 ペットボトル専用の袋)		粗大ごみ 用シール 配布枚数
	袋容量	配布枚数	袋容量	配布枚数	袋容量	配布枚数	
1人	30ℓ	40枚	30ℓ	10枚	40ℓ	40枚	3枚
	20ℓ	30枚					
2~4人	40ℓ	60枚					
	20ℓ	40枚					
5人以上	40ℓ	85枚					
	20ℓ	40枚					

c 購入方法

無料配布したごみ指定袋等が不足した場合は、市が委託した市内の販売店等で購入できます。販売店については市ホームページで確認ができます。

ごみ指定袋等の価格²¹を表2-1-9に示します。

表2-1-9 ごみ指定袋の価格

種 類	価格（10円未満切り捨て）	販売店での購入単位
可燃用袋（40ℓ）	1枚120円（税込）	10枚入り1袋
不燃用袋（30ℓ）	1枚120円（税込）	
粗大ごみ用シール	1枚550円（税込）	1枚

d 可燃用袋のサイズ交換

市民の利便性を高めるため、40ℓ、30ℓ、20ℓの未開封可燃用袋を同容量となるように相互交換ができます。

不燃用袋から可燃用袋への交換等、異なる種別間での交換はできません。

e 資源用袋の追加配布

資源分別を推進するため、資源用袋が当初配布枚数以上に必要な方には他の市民から返却された資源用袋の中から1世帯50枚以内の範囲で配布しています。

イ EM処理剤²²の無料配布（生ごみ堆肥化の促進）

生ごみの堆肥化を促進するために、EM処理剤の無料配布を行っています。市役所や公民館、清掃センター等の公共施設11箇所で配布しています。

ウ リサイクル情報の提供

リユースを推進するために、家庭の不用品を登録して第二の使い手を見つける制度として、市役所や公民館、清掃センター等の公共施設及びホームページにおいて「リサイクル情報（ゆずります・ください情報）」を提供しています。

21 ごみ指定袋等の価格：可燃用袋、不燃用袋、粗大ごみ用シールの価格は、製造原価に基づく製品価格ではなく、袋製造費用を含むごみ処理経費の一部を負担してもらい、ごみ排出量に応じた適正な負担と、負担による排出抑制効果をねらいとしている

22 EM処理剤：EMとは Effective Microorganisms（有用微生物群）の頭文字をとった用語。EMと米ぬか・もみ殻・糖蜜を混ぜ合わせてつくったもの。生ごみと一緒にに入れて発酵させることで生ごみ堆肥ができる。生ごみの減量を図ることを目的に導入したもの

エ リサイクルフェア

ごみの減量とリサイクルの推進を広く市民に啓発し、リユース（再使用）を促進するため、清掃センターへごみとして搬入された、まだ使える自転車や家具等を補修して展示し、抽選で無償譲渡する「ごみの中の宝物展」、フリーマーケット等を毎年5月に実施しています。



リサイクルフェア

【課題】（ごみ減量）

- リサイクル情報やフリーマーケット、フリマアプリの利用者を増やして活性化を図る等、リユースを促進する必要があります。
- 西知多クリーンセンターへの移行を見据え、リサイクルフェアのあり方について検討する必要があります。

(3) 資源化の取り組み

ア 資源回収

本市における資源回収のあゆみについて表2-1-10に示します。

表2-1-10 資源回収のあゆみ

事業開始年度	実施事業
平成3年度	資源集団回収
平成8年度	資源分別収集拠点場（行政収集）開設
平成11年度	資源分別収集常設場開設
平成13年度	スーパー等店頭でのペットボトル回収
平成15年度	資源用袋の導入
	ごみ集積場所でのプラスチック製容器包装、缶、ペットボトルの回収
平成20年度	常設場・拠点場での食品トレイ等の発泡スチロールの回収
平成21年度	常設場・拠点場・リサイクルセンターでのペットボトルキャップの回収
平成22年度	公共施設とスーパー等店頭でのペットボトルキャップの回収
	常設場・清掃センター事務所前の小型家電・硬質プラスチック製品の回収
平成25年度	清掃センター事務所でのパソコンの回収
平成26年度	市役所・しあわせ村・文化センターに小型家電回収ボックスを設置
	常設場・拠点場、清掃センター事務室前にスプレー缶回収ボックスを設置
平成28年度	プラスチック製容器包装の集積場所回収を月3回から週1回に拡大
	生活情報アプリ「東海なび」配信
平成29年度	ペットボトルを集積場所に出す場合、ラベルを外して排出することに変更
平成30年度	常設場・しあわせ村・文化センターで水銀使用廃製品（血圧計・体温計・温度計・蛍光管）の回収 ※蛍光管は常設場のみで回収
令和元年度	常設場で羽毛ふとんの回収

【課題】（資源化）

- 民間の資源回収ステーションを含め、資源回収場所のさらなる周知の必要があります。

イ 焼却灰等の資源化

最終処分量の削減のために、焼却灰の一部を資源化業者へ委託して資源化しています。

【課題】（適正処分）

- 焼却灰の埋立量を減らし、資源化をさらに進める必要があります。

5 広域化の動向

国では、ダイオキシン類の削減、再生利用の推進、最終処分場の確保対策、公共事業コストの縮減等を図るために、広域的なごみ処理を推進しています。これを受けて愛知県では、平成10年（1998年）10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」、平成21年（2009年）3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定しました。

この広域化計画では、県内を13ブロックに分け、焼却能力300t/日以上
の全連続炉への集約化を目指しています。

本市と知多市が属する知多北部ブロック（構成市町：東海市、大府市、知多市、豊明市、阿久比町、東浦町）では、現存の東海市清掃センター、知多市清掃センター及び東部知多衛生組合東部知多クリーンセンターの3施設を、最終的には1施設に集約することを目指していますが、現在の各ごみ処理施設の耐用年数に違いがあることから、東部知多衛生組合の新施設、東部知多クリーンセンターが単独で平成30年（2018年）3月に稼働開始し、東海市清掃センターと知多市清掃センターは統合に向けた新しいごみ処理施設、西知多クリーンセンターを令和5年度（2023年度）までに完成を予定し、令和6年度（2024年度）から西知多医療厚生組合での運用開始を目指しています。

【課題】（適正処分）

- 西知多クリーンセンターへの統合に向けて、分別区分、収集体制、施設の運営体制等について、知多市及び西知多医療厚生組合と調整する必要があります。（再掲）

【課題】（適正処分）

- 最終処分場の延命を図りつつ、西知多クリーンセンターの移行後における最終処分のあり方について知多市及び西知多医療厚生組合と検討する必要があります。（再掲）

6 災害廃棄物処理計画

平成26年（2014年）3月の国の災害廃棄物対策指針及び平成28年（2016年）10月の愛知県災害廃棄物処理計画を受け、本市においても平成29年（2017年）10月に災害廃棄物処理計画を改訂しました。

【課題】（適正処分）

- 災害廃棄物処理計画を状況に応じて見直しを行う必要があります。

第2節 課題の整理

前節の現状を踏まえたうえで、課題を整理し、対応策として考えられる事項を示します。

1 3Rに関する教育や啓発、市民や事業者との協働に関する課題

	課題	対応策として考えられる事項
P21	20歳代を中心とした若い年代層を中心とした教育・啓発を推進する必要があります。	常に手元にあるスマートフォンで手軽にごみ分別やごみ出し日時が調べられる「東海なび」の利用を促し、ごみへの関心が高まるよう啓発する。
	市民の生活や事業者の業務の中で取り組みやすく、継続しやすいものを普及・啓発し、3R活動を推進する必要があります。	アンケート調査の結果から「多く買いすぎない」「賞味期限等を意識して買い物をする」「食べ残しをしない」などを重点的に啓発する。
	市民（地域・家庭）・事業者・行政が、それぞれの立場における役割を認識し、相互に働きかけ、3R活動が行えるように促す必要があります。	市民・事業者に対して、3R活動につながる情報発信をする。 地域での3R活動推進を支援する。
-	(共通事項)	ごみの排出量や処理状況などの情報を積極的に発信する。

2 ごみ減量の推進に関する課題

	課題	対応策として考えられる事項
P19	家庭や飲食店での食べ残しを減らす必要があります。	3010(さんまるいちまる)運動 ²³ を参考にした取り組みの内容を紹介する。
	賞味期限と消費期限の違いや計画的な買い物について、啓発する必要があります。	食べきり・使いきり、計画的な買い物を推進できるよう市民・事業者へ啓発する。
	生ごみの水きりを行う必要があります。	できる範囲で水きりを行ってもらえるよう啓発をする。
	事業系ごみの減量が順調でないため、対策が必要です。	事業者に対して、ごみ減量に関する情報を提供する。
	市の率先行動として、公共施設から出るごみの発生抑制が必要です。	市の各課等に3R活動のリーダーを設置する。
P25	リサイクル情報やフリーマーケット、フリマアプリの利用者を増やして活性化を図る等、リユースを促進する必要があります。	リサイクル情報やフリーマーケットの情報を広く市民に発信する。
	西知多クリーンセンターへの移行を見据え、リサイクルフェアのあり方について検討する必要があります。	イベントのあり方、3Rの啓発方法について検討する。
-	(共通事項)	市民から募集したごみ減量アイデアを啓発する。

²³ 3010(さんまるいちまる)運動: 宴会の最初の30分間と終わりの10分間は自席で料理を食べ、料理を残さないようにする取組。松本市や佐賀市などで実施している。

3 資源化の推進に関する課題

課 題		対応策として考えられる事項
P9	常設場及び拠点場について、より多くの方々の利用促進を図る必要があります。	「東海なび」を利用し、集積場所以外での資源の出し方を広く周知し、活用してもらえよう啓発する。
	市民にとって利便性の高い資源集団回収については、町内会・自治会や子ども会未加入者への啓発と利用促進を図る必要があります。	
P25	民間の資源回収ステーションを含め、資源回収場所のさらなる周知の必要があります。	市民が資源を出せる機会の拡充を検討する。
P19	家庭系・事業系ともに、適正な分別を徹底し、特に紙、プラスチック製容器包装及び食品残さの更なる資源化の必要があります。	「東海なび」を利用し、正しいごみ分別方法を知ってもらい、ごみを資源にしてもらえよう啓発する。 事業者がリサイクルを推進できるよう情報提供する。 飲食店や小売店などに食品リサイクルの情報を提供する。
	プラスチック資源循環促進法等のプラスチックに関連する国の施策等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する必要があります。(再掲)	プラスチックに関連する法律等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する。
	剪定枝や刈草の資源化を推進する必要があります。	資源化業者と協議し、活用先の拡充を図る。
	市の率先行動として、公共施設から出るごみの資源化の取り組みを進めていく必要があります。	市の各課等に3R活動のリーダーを設置する。(再掲)

4 適正排出・処分に関する課題

	課 題	対応策として考えられる事項
	プラスチック資源循環促進法等のプラスチックに関連する国の施策等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する必要があります。	プラスチックに関連する法律等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する。(再掲)
P7	<p>ごみを出す日時や分別のルールが守られていないごみ集積場所があります。</p> <p>スプレー缶は缶の日に出すこと、他の飲料缶とは別の資源用袋に入れること及びスプレー缶と書かれた紙を貼ることが徹底されていません。</p> <p>プラスチック製容器包装と硬質プラスチックが違う分別区分であることが、浸透しておらず、混在が多くみられます。</p> <p>水きりできていない生ごみから腐敗臭の発生が見受けられます。</p>	<p>[家庭系ごみ] 「東海なび」を利用し、収集日時や分別方法などを周知し、正しいごみの出し方を啓発する。</p> <p>[家庭系ごみ] できる範囲で水きりを行ってもらえるよう啓発をする。(再掲)</p>
P8	家庭系・事業系ともに、搬入できない及び分別されていないごみが多く、ルールの徹底がされていません。	[事業系ごみ] 事業者が事業系一般廃棄物と産業廃棄物の適正な分別・排出についての理解を深めてもらえるよう啓発する。
P19	家庭系・事業系ともに、適正な分別を徹底する必要があります。	
P12	西知多クリーンセンターへの統合まで、現有施設で安定的に適正処理する必要があります。	現有施設を適正に維持管理する。
P25	焼却灰の埋立量を減らし、資源化をさらに進める必要があります。	場外処分先の確保等を進める。
P26	災害廃棄物処理計画を状況に応じて見直しを行う必要があります。	状況に応じて見直しをする。
P12	現有施設の統合後のあり方について検討する必要があります。	現有施設の統合後のあり方について検討する。
P12 P26	西知多クリーンセンターへの統合に向けて、分別区分、収集体制、施設の運営体制等について、知多市及び西知多医療厚生組合と調整する必要があります。	知多市と西知多医療厚生組合と協議・調整する。
P13 P26	最終処分場の延命を図りつつ、西知多クリーンセンターの移行後における最終処分のあり方について知多市及び西知多医療厚生組合と検討する必要があります。	